

## 理学研究院生命倫理審査委員会委員

R4.9.1～R6.8.31

所 属	職 名	氏 名	任 期	備 考
大学院理学研究院 生物学研究部門	教 授	松 浦 彰	R4.9.1～ R6.8.31	第2条第1項第1号 継続
大学院理学研究院 化学研究部門	教 授	村 田 武 士	R4.9.1～ R6.8.31	第2条第1項第1号 継続
大学院理学研究院 生物学研究部門	准 教 授	田 尻 怜 子	R5.4.1～ R6.8.31	第2条第1項第1号 新規
大学院理学研究院 地球科学研究部門	准 教 授	戸 丸 仁	R4.9.1～ R6.8.31	第2条第1項第1号 新規
大学院社会科学研究院	教 授	川 瀬 貴 之	R4.9.1～ R6.8.31	第2条第1項第2号 継続
	科学ライター	詫 摩 雅 子	R2.9.1～ R4.8.31	第2条第1項第3号 継続

### 千葉大学大学院理学研究院生命倫理審査委員会規程（抜粋）

（組織）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理学研究院の教授又は准教授 4名
  - 二 理学研究院以外で倫理及び法律面の有識者 若干名
  - 三 市民の立場の者 若干名
  - 四 その他委員会が必要と認めたる者
- 2 前項の委員は、男女両性により組織するものとする。  
3 第1項の委員は、理学研究院長が委嘱する。

### 千葉大学大学院理学研究院生命倫理審査委員会の運用に関する申合せ（抜粋）

千葉大学大学院理学研究院生命倫理審査委員会規程第13条の規定に基づき、次の事項を申し合わせる。

1. 本委員会は、特別委員会とする。
2. 第2条第1項第1号関係
  - ・理学研究院の教授又は准教授は、理学研究院教授会構成員の教授又は准教授を指す。
  - ・理学研究院の教授又は准教授4名の内訳は、化学研究部門・生物学研究部門から計3名、その他研究部門1名とする。
  - ・その他研究部門1名は、原則として研究部門の編成順とするが、研究院長が必要と認める場合には、研究院長が指定する研究部門とすることができる。
  - ・委員会の委員が、生命倫理審査申請書を提出する場合は、委員を交代する。
3. 第2条第1項第2号関係
  - ・理学研究院以外で倫理及び法律面の有識者若干名は、法政経学部長、大学院社会科学研究院長又は大学院専門法務研究科長に選出を依頼し、1名ないし2名とする。
4. 第2条第1項第3号関係
  - ・市民の立場の者は、教育委員会等に依頼し、1名ないし2名とする。